

令和5年11月21日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 93号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第 94号	秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例…	13
議案第 95号	秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例……………	15
議案第 96号	秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例……………	16
議案第 97号	令和5年度秩父市一般会計補正予算（第5回）……………	17
議案第 98号	令和5年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）……………	19
議案第 99号	令和5年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）……………	22
議案第100号	令和5年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）……………	24
議案第101号	令和5年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）…	26
議案第102号	令和5年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）……………	28
議案第103号	令和5年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）……………	29
議案第104号	秩父市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………	30
議案第105号	秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例……………	32
議案第106号	秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	36
議案第107号	秩父市農政総合推進協議会条例の一部を改正する条例……………	39
議案第108号	令和5年度秩父市一般会計補正予算（第6回）……………	41
議案第109号	令和5年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）……………	47
議案第110号	令和5年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第3回）……………	51
議案第111号	令和5年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）……………	54
議案第112号	令和5年度秩父市立病院事業会計補正予算（第3回）……………	56
議案第113号	令和5年度秩父市下水道事業会計補正予算（第2回）……………	58

議案第93号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第1号中「306,900円」を「309,200円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「51,100円」に改める。

第16条の3第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」に改め、同条第3項中「、「100分の67.5」を「「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」に改める。

第16条の6第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を別記のように改める。

第2条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の3第2項中「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「、「100分の68.75」に改める。

第16条の6第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秩父市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和5年11月21日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与について改定を行いたいため。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	201,000	234,100	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	202,800	236,000	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	204,600	237,700	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	206,400	239,300	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	208,000	240,900	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	209,700	242,400	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	211,400	243,800	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	212,900	245,200	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	214,400	246,400	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	216,200	248,000	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	217,900	249,500	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	219,600	250,900	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	221,100	252,000	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	222,600	253,400	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	224,100	254,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	225,600	256,200	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	226,800	257,500	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	228,200	258,700	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	229,600	259,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	231,000	261,100	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	232,400	262,300	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	234,000	263,600	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	235,500	264,900	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	236,900	266,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	238,100	267,600	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	239,700	269,100	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	241,200	270,700	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	242,600	272,200	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	243,600	273,800	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	245,100	275,500	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	246,400	277,100	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	247,600	278,700	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	248,700	280,300	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	249,700	281,800	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	250,600	283,300	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	251,500	284,800	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	252,400	285,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	253,300	287,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	254,100	289,000	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	254,900	290,500	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	255,600	291,900	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	256,700	293,500	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	219,900	257,900	295,100	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	220,900	259,000	296,700	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	221,800	260,200	298,200	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	261,400	299,800	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	262,500	301,300	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	263,600	302,800	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	264,700	304,400	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	226,300	265,800	306,000	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	227,200	266,900	307,600	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	228,100	267,900	309,100	358,500	376,500	402,200	443,100	
	53	228,900	268,900	310,000	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	229,800	269,900	311,500	360,500	377,900	402,900	443,900	
	55	230,700	270,900	313,000	361,400	378,600	403,200	444,300	
	56	231,500	271,800	314,600	362,400	379,300	403,500	444,600	
	57	231,800	272,700	316,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
	58	232,600	273,600	317,800	364,000	380,400	404,100	445,300	
	59	233,300	274,500	319,300	364,700	381,000	404,400	445,600	
	60	233,900	275,400	320,800	365,300	381,700	404,700	445,900	
	61	234,500	276,300	322,200	365,700	382,100	405,000	446,200	
	62	235,200	277,200	323,400	366,300	382,800	405,300		
	63	235,800	278,100	324,500	367,000	383,400	405,600		
	64	236,300	279,000	325,600	367,700	384,000	405,900		
	65	236,800	280,000	326,300	368,000	384,400	406,200		
	66	237,300	281,000	327,200	368,700	385,000	406,500		
	67	237,800	281,900	328,000	369,400	385,600	406,800		
	68	238,400	282,800	328,800	370,000	386,200	407,100		
	69	238,900	283,300	329,600	370,300	386,600	407,300		
	70	239,400	284,000	330,000	370,900	387,100	407,600		
	71	239,900	284,700	330,600	371,600	387,600	407,900		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

72	240,400	285,600	331,300	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	286,600	332,100	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	287,400	332,800	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	288,200	333,500	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	289,000	334,100	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	289,700	334,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	290,200	335,200	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	290,600	335,700	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	291,000	336,300	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	291,200	336,600	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	291,500	337,100	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	291,700	337,500	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,000	337,900	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	292,200	338,300	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	292,400	338,800	379,200	392,300			
87	247,200	292,700	339,300	379,600	392,600			
88	247,600	292,900	339,800	380,000	392,800			
89	248,000	293,200	340,100	380,400	393,000			
90	248,500	293,500	340,500	380,900	393,300			
91	248,800	293,800	341,000	381,300	393,600			
92	249,100	294,100	341,400	381,700	393,800			
93	249,400	294,400	341,700	382,000	394,000			
94		294,800	342,100					
95		295,100	342,600					
96		295,500	343,000					
97		295,700	343,200					
98		295,900	343,600					
99		296,200	344,100					
100		296,600	344,500					
101		296,800	344,700					
102		297,100	345,100					
103		297,500	345,500					
104		297,900	345,800					
105		298,100	346,100					
106		298,400	346,500					
107		298,800	346,900					
108		299,100	347,300					
109		299,300	347,800					
110		299,600	348,200					
111		300,000	348,600					
112		300,300	349,000					
113		300,500	349,500					
114		300,900	349,900					
115		301,300	350,200					
116		301,600	350,500					
117		301,800	351,000					
118		302,000						
119		302,300						
120		302,700						
121		302,900						
122		303,100						
123		303,400						
124		303,700						
125		304,100						
126		304,300						
127		304,600						
128		304,900						
129		305,200						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	290,900	447,100	568,100
	2	293,800	449,400	571,200
	3	296,700	451,700	574,300
	4	299,600	454,000	577,400
	5	302,500	456,300	580,300
	6	305,400	458,600	582,700
	7	308,300	460,900	585,100
	8	311,200	463,200	587,500
	9	314,100	465,500	589,700
	10	317,000	467,800	591,200
	11	319,900	470,100	592,700
	12	322,800	472,400	594,200
	13	325,700	474,700	595,700
	14	328,600	477,000	596,800
	15	331,500	479,200	597,900
	16	334,400	481,500	598,800
	17	337,300	483,700	600,000
	18	340,200	485,800	601,000
	19	343,100	488,000	602,000
	20	346,000	490,000	603,000
	21	348,900	491,900	604,000
	22	351,800	494,000	605,000
	23	354,700	496,100	606,000
	24	357,600	498,200	607,000
	25	360,500	500,300	608,000
	26	363,400	502,200	609,000
	27	366,300	504,300	610,000
	28	369,200	506,400	611,000
	29	372,100	508,300	612,000
	30	375,000	510,300	613,000
	31	377,900	512,300	614,000
	32	380,800	514,100	615,000
	33	383,700	515,900	616,000
	34	386,600	517,700	617,000
	35	389,500	519,500	618,000
	36	392,400	521,300	619,000
	37	395,300	522,900	620,000
	38	398,200	524,700	621,000
	39	401,100	526,500	622,000
	40	404,000	528,300	623,000
	41	406,900	529,900	624,000
	42	409,600	531,700	625,000
	43	412,100	533,500	626,000
	44	414,700	535,300	627,000
	45	417,100	536,900	628,000
	46	419,100	538,700	629,000
	47	420,900	540,400	630,000
	48	422,800	542,100	631,000
	49	424,600	543,700	632,000
	50	427,300	545,300	633,000
	51	429,800	546,700	634,000
	52	432,200	548,300	635,000
	53	434,400	549,800	636,000
	54	436,900	551,200	637,000
	55	438,900	552,600	638,000
	56	441,000	553,900	639,000
	57	443,000	555,100	640,000
	58	445,200	556,100	641,000
	59	447,400	557,100	642,000
	60	449,500	558,100	643,000
	61	450,900	559,100	644,000
	62	453,300	560,000	645,000
	63	455,600	560,900	646,000
	64	457,800	561,800	647,000
	65	459,800	562,600	648,000
	66	462,100	563,500	649,000
	67	464,300	564,400	650,000
	68	466,600	565,300	651,000
	69	468,700	566,200	652,000
	70	470,900	567,100	653,000

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

71	473,200	568,000	654,000
72	475,300	568,700	655,000
73	477,100	569,600	656,000
74	479,200	570,500	657,000
75	481,300	571,400	658,000
76	483,300	572,300	659,000
77	485,400	573,200	660,000
78	487,100	574,100	661,000
79	488,900	575,000	662,000
80	490,700	575,900	663,000
81	492,300	576,800	664,000
82	494,100	577,700	665,000
83	495,900	578,600	666,000
84	497,500	579,500	667,000
85	498,900	580,400	668,000
86	500,600	581,300	669,000
87	502,400	582,200	670,000
88	504,100	583,100	671,000
89	505,600	584,000	672,000
90	506,900	584,900	673,000
91	508,200	585,800	674,000
92	509,500	586,700	675,000
93	510,500	587,600	676,000
94	511,800	588,500	677,000
95	513,100	589,400	678,000
96	514,400	590,300	679,000
97	515,400	591,200	680,000
98	516,200	592,100	681,000
99	517,000	593,000	682,000
100	517,800	593,900	683,000
101	518,700	594,800	684,000
102	519,500	595,700	685,000
103	520,400	596,600	686,000
104	521,200	597,500	687,000
105	522,100	598,400	688,000
106	523,000	599,300	689,000
107	523,700	600,200	690,000
108	524,600	601,100	691,000
109	525,500	602,000	692,000
110	526,300	602,900	693,000
111	527,200	603,800	694,000
112	528,100	604,700	695,000
113	528,900	605,600	696,000
114	529,800	606,500	697,000
115	530,700	607,400	698,000
116	531,400	608,300	699,000
117	532,200	609,200	700,000
118	533,100	610,100	701,000
119	534,000	611,000	702,000
120	534,900	611,900	703,000
121	535,700	612,800	704,000
122	536,600	613,700	705,000
123	537,500	614,600	706,000
124	538,400	615,500	707,000
125	539,200	616,400	708,000
126	540,100	617,300	709,000
127	541,000	618,200	710,000
128	541,900	619,100	711,000
129	542,700	620,000	712,000
130		620,900	
131		621,800	
132		622,700	
133		623,600	
134		624,500	
135		625,400	
136		626,300	
137		627,200	
138		628,100	
139		629,000	
140		629,900	
141		630,800	
142		631,700	
143		632,600	
144		633,500	
145		634,400	
146		635,300	
147		636,200	
148		637,100	
149		638,000	

150		638,900	
151		639,800	
152		640,700	
153		641,600	
154		642,500	
155		643,400	
156		644,300	
157		645,200	
158		646,100	
159		647,000	
160		647,900	
161		648,800	
162		649,700	
163		650,600	
164		651,500	
165		652,400	
166		653,300	
167		654,200	
168		655,100	
169		656,000	
170		656,900	
171		657,800	
172		658,700	
173		659,600	
174		660,500	
175		661,400	
176		662,300	
177		663,200	
178		664,100	
179		665,000	
180		665,900	
181		666,800	
182		667,700	
183		668,600	
184		669,500	
185		670,400	
186		671,300	
187		672,200	
188		673,100	
189		674,000	
190		674,900	
191		675,800	
192		676,700	
193		677,600	
194		678,500	
195		679,400	
196		680,300	
197		681,200	
198		682,100	
199		683,000	
200		683,900	
201		684,800	
202		685,700	
203		686,600	
204		687,500	
205		688,400	
206		689,300	
207		690,200	
208		691,100	
209		692,000	
210		692,900	
211		693,800	
212		694,700	
213		695,600	
214		696,500	
215		697,400	
216		698,300	
217		699,200	
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,300	210,500	258,800	287,400	330,400
	2	178,900	212,100	259,900	289,200	332,400
	3	180,500	213,700	261,100	291,200	334,300
	4	182,100	215,300	262,200	293,100	336,200
	5	183,700	216,900	263,400	294,900	338,000
	6	185,300	218,500	264,600	296,900	340,000
	7	186,900	220,100	265,700	298,700	342,000
	8	188,500	221,700	266,700	300,600	344,000
	9	190,100	223,300	267,800	302,400	345,800
	10	191,700	224,900	268,500	304,000	347,900
	11	193,300	226,500	269,200	305,500	349,900
	12	194,900	228,100	270,000	307,100	351,900
	13	196,500	229,700	271,000	308,800	353,400
	14	198,100	231,300	272,000	310,700	355,400
	15	199,700	232,900	273,000	312,700	357,300
	16	201,300	234,500	274,100	314,500	359,300
	17	202,800	236,100	275,300	316,300	361,100
	18	204,400	237,400	276,800	318,200	363,100
	19	205,900	238,700	278,400	320,100	365,100
	20	207,300	239,900	280,000	321,900	367,000
	21	208,800	241,100	281,500	323,700	368,700
	22	210,000	242,300	283,100	325,600	370,700
	23	211,200	243,400	284,700	327,400	372,700
	24	212,400	244,500	286,300	329,300	374,700
	25	213,800	245,400	287,900	331,000	376,100
	26	215,300	246,500	289,400	332,900	377,900
	27	216,800	247,800	290,900	334,800	379,700
	28	218,300	248,900	292,500	336,600	381,400
	29	219,700	250,200	293,800	337,900	383,100
	30	221,200	251,400	295,300	339,700	384,600
	31	222,700	252,600	296,800	341,400	386,100
	32	224,200	253,800	298,300	343,200	387,600
	33	225,500	254,600	299,800	344,900	388,900
	34	226,800	255,800	301,400	346,700	390,200
	35	228,200	256,900	303,000	348,500	391,500
	36	229,500	258,000	304,600	350,300	392,600
	37	230,600	259,200	305,900	351,900	393,700
	38	231,700	260,000	307,500	353,600	394,800
	39	232,800	260,800	309,000	355,200	395,900
	40	233,900	261,600	310,500	356,800	397,000
	41	235,000	262,500	312,100	358,000	397,800
	42	236,200	263,500	313,700	359,100	398,600
	43	237,400	264,500	315,300	360,300	399,400
	44	238,500	265,500	316,800	361,500	400,200
	45	239,500	266,700	317,700	362,500	400,600
	46	240,800	268,200	319,100	363,300	401,200
	47	242,200	269,700	320,600	364,300	401,700
	48	243,400	271,000	322,200	365,400	402,100
	49	244,400	272,200	323,600	366,400	402,500
	50	245,700	273,800	324,900	367,400	402,800
	51	246,600	275,300	326,100	368,400	403,100
	52	247,800	276,800	327,300	369,300	403,400
	53	249,000	278,100	328,300	370,100	403,700
	54	250,100	279,500	329,300	370,900	404,000
	55	251,100	280,800	330,300	371,800	404,300
	56	252,100	282,100	331,200	372,600	404,600
	57	253,000	283,200	331,700	373,100	404,900
	58	253,800	284,600	332,600	373,900	405,200
	59	254,600	286,000	333,400	374,700	405,500
	60	255,400	287,300	334,300	375,500	405,900
	61	256,200	288,600	335,000	375,900	406,100
	62	257,400	290,200	335,300	376,600	406,400
	63	258,600	291,700	335,800	377,300	406,700
	64	259,700	293,100	336,400	377,900	407,000
	65	261,000	294,300	337,000	378,300	407,200
	66	262,300	295,800	337,700	378,900	
	67	263,400	297,100	338,400	379,600	
	68	264,400	298,600	339,000	380,200	
	69	265,400	299,900	339,700	380,600	
	70	266,500	301,300	340,200	381,100	
	71	267,600	302,700	340,800	381,600	
	72	268,700	304,000	341,400	382,100	
	73	269,400	305,000	341,700	382,700	

定年前再任用時
短時間勤務職員以外の職員

74	270,500	306,200	342,300	383,200	
75	271,600	307,400	342,800	383,800	
76	272,500	308,800	343,300	384,400	
77	273,300	310,100	343,800	384,900	
78	274,300	311,300	344,300	385,400	
79	275,200	312,500	344,800	385,900	
80	276,100	313,700	345,200	386,400	
81	276,900	315,000	345,500	386,700	
82	277,900	315,800	345,800	387,200	
83	278,800	316,500	346,200	387,600	
84	279,700	317,200	346,500	388,000	
85	280,600	317,800	347,000	388,400	
86	281,600	318,500	347,300		
87	282,700	319,200	347,600		
88	283,700	319,800	347,900		
89	284,300	320,400	348,300		
90	284,800	320,600	348,600		
91	285,300	321,100	349,000		
92	286,100	321,600	349,300		
93	286,900	322,200	349,700		
94	287,500	322,700	350,000		
95	288,100	323,200	350,300		
96	288,600	323,600	350,600		
97	289,100	324,200	350,900		
98	289,600	324,700	351,300		
99	290,000	325,100	351,700		
100	290,300	325,600	352,100		
101	290,500	326,100	352,600		
102	290,700	326,500	353,000		
103	290,900	326,700	353,400		
104	291,100	327,000	353,800		
105	291,500	327,400	354,300		
106	291,700	327,800			
107	291,900	328,200			
108	292,100	328,600			
109	292,500	328,900			
110	292,700	329,100			
111	292,900	329,500			
112	293,200	329,800			
113	293,500	330,000			
114	293,700	330,300			
115	293,900	330,600			
116	294,200	330,900			
117	294,500	331,100			
118	294,700	331,400			
119	294,900	331,800			
120	295,200	332,000			
121	295,500	332,200			
122		332,400			
123		332,800			
124		333,000			
125		333,200			
126		333,600			
127		334,000			
128		334,400			
129		334,600			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療X線技師、臨床検査技師、療法士等に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,800	210,400	268,400	286,200	332,800
	2	187,900	212,200	269,400	288,100	334,800
	3	190,000	214,000	270,400	290,000	336,800
	4	192,100	215,800	271,400	291,900	338,800
	5	194,200	217,600	272,400	293,800	340,800
	6	196,300	219,400	273,300	295,300	342,900
	7	198,400	221,200	274,100	296,900	344,900
	8	200,500	223,000	274,900	298,500	346,900
	9	202,600	224,800	275,400	299,800	348,400
	10	204,700	226,600	276,300	301,500	350,400
	11	206,800	228,400	277,000	303,100	352,300
	12	208,900	230,200	277,900	304,700	354,300
	13	211,000	232,000	278,800	306,300	356,200
	14	212,900	233,800	279,400	307,700	358,200
	15	214,900	235,600	280,300	308,900	360,200
	16	216,800	237,400	281,200	310,200	362,200
	17	218,800	239,200	282,100	311,400	364,100
	18	220,600	241,000	283,000	313,000	366,100
	19	222,400	242,800	283,900	314,600	368,200
	20	224,100	244,600	284,800	316,200	370,200
	21	225,800	246,400	285,800	317,700	371,900
	22	227,200	248,200	286,800	319,200	374,000
	23	228,500	250,000	287,800	320,700	376,100
	24	229,400	251,800	288,900	322,100	378,100
	25	230,800	253,600	290,200	323,500	380,000
	26	231,800	255,000	291,600	324,900	381,600
	27	232,800	256,500	292,800	326,400	383,400
	28	233,700	257,900	294,000	327,800	385,200
	29	234,800	259,100	295,100	329,200	386,900
	30	236,200	259,900	296,500	330,600	388,600
	31	237,600	260,700	297,900	332,000	390,500
	32	238,700	261,400	299,300	333,400	392,200
	33	239,800	262,100	300,300	334,500	393,900
	34	241,400	262,800	301,600	336,000	395,600
	35	243,100	263,600	302,900	337,400	397,400
	36	244,500	264,300	304,100	338,900	399,100
	37	245,700	265,100	305,300	340,400	400,700
	38	247,000	266,000	306,700	341,900	402,400
	39	248,400	266,800	308,100	343,400	404,200
	40	249,700	267,700	309,500	344,900	406,000
	41	251,100	268,200	310,800	346,500	407,500
	42	252,100	269,000	312,100	348,100	409,000
	43	252,900	269,800	313,500	349,600	410,500
	44	253,600	270,600	314,900	351,100	411,800
	45	254,400	271,300	316,400	352,300	412,900
	46	255,300	272,000	317,800	353,800	414,000
	47	256,200	272,700	319,200	355,300	415,100
	48	256,900	273,500	320,500	356,700	416,300
	49	257,600	274,300	321,300	358,100	417,600
	50	258,500	275,000	322,700	359,100	418,700
	51	259,400	275,800	324,100	360,500	419,900
	52	260,300	276,600	325,600	361,800	421,000
	53	260,700	277,600	326,700	363,100	422,200
	54	261,500	278,700	328,000	364,500	423,200
	55	262,300	280,100	329,300	365,800	424,300
	56	263,000	281,300	330,600	367,100	425,400
	57	263,700	282,500	331,900	368,600	426,500
	58	264,400	283,800	333,200	369,800	427,000
	59	265,100	284,900	334,500	370,900	427,600
	60	265,800	286,100	335,800	372,100	428,000
	61	266,500	287,500	336,700	373,200	428,600
	62	267,300	288,600	338,000	374,100	429,100
	63	268,000	289,700	339,200	375,100	429,500
	64	268,900	290,700	340,500	376,000	430,000
	65	269,800	291,700	341,500	376,600	430,500
	66	270,900	292,900	342,400	377,400	430,900
	67	272,000	294,100	343,500	378,200	431,200
	68	273,200	295,300	344,700	379,000	431,500
	69	274,400	296,400	345,800	379,700	431,900
	70	275,800	297,700	347,000	380,400	
	71	277,100	299,000	348,200	381,200	
	72	278,400	300,200	349,200	381,900	
	73	279,600	301,300	350,200	382,500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	74	280,800	302,500	351,200	383,100
	75	281,900	303,700	352,300	383,800
	76	283,000	305,000	353,400	384,400
	77	284,000	306,400	354,200	385,100
	78	285,200	307,700	355,300	385,600
	79	286,400	309,000	356,400	386,200
	80	287,400	310,200	357,400	386,700
	81	288,400	311,000	358,100	387,100
	82	289,800	312,200	358,900	387,700
	83	291,100	313,400	359,700	388,200
	84	292,300	314,800	360,400	388,500
	85	293,300	315,900	361,000	388,800
	86	294,600	317,200	361,500	389,300
	87	295,800	318,400	362,100	389,700
	88	297,000	319,600	362,600	390,000
	89	298,300	320,800	363,200	390,300
	90	299,500	322,100	363,700	390,800
	91	300,700	323,300	364,300	391,300
	92	301,900	324,500	364,800	391,700
	93	302,400	325,200	365,200	392,000
	94	303,600	326,300	365,600	392,400
	95	304,700	327,400	366,200	392,900
	96	305,800	328,300	366,700	393,300
	97	306,900	329,400	367,000	393,700
	98	308,100	330,100	367,500	
	99	309,300	331,200	367,900	
	100	310,400	332,300	368,200	
	101	311,500	333,400	368,800	
	102	312,700	334,600	369,300	
	103	313,900	335,700	369,800	
	104	315,000	336,800	370,300	
	105	315,800	337,900	370,900	
	106	316,500	339,000	371,400	
	107	317,200	340,000	371,900	
	108	317,800	341,100	372,300	
	109	318,300	342,000	372,900	
	110	318,600	343,000	373,400	
	111	319,200	343,900	373,900	
	112	319,800	344,900	374,400	
	113	320,200	345,800	375,000	
	114	320,800	346,600	375,400	
	115	321,400	347,400	375,900	
	116	321,900	348,200	376,400	
	117	322,300	348,800	377,000	
	118	322,800	349,400		
	119	323,300	350,100		
	120	323,800	350,700		
	121	324,200	351,100		
	122	324,600	351,500		
	123	324,900	352,000		
	124	325,200	352,400		
	125	325,500	352,900		
	126	325,900	353,300		
	127	326,300	353,800		
	128	326,600	354,200		
	129	326,800	354,500		
	130	327,100	355,000		
	131	327,500	355,400		
	132	327,700	355,700		
	133	327,900	356,200		
	134	328,200	356,700		
	135	328,500	357,200		
	136	328,800	357,700		
	137	329,000	358,200		
	138	329,300	358,700		
	139	329,700	359,200		
	140	329,900	359,600		
	141	330,100	360,000		
	142	330,300	360,400		
	143	330,700	360,900		
	144	330,900	361,400		
	145	331,200	361,800		
	146	331,600	362,300		
	147	332,000	362,800		
	148	332,400	363,300		
	149	332,700	363,600		
	150	333,100			
	151	333,500			
	152	333,900			

	153	334,200				
	154	334,600				
	155	334,900				
	156	335,300				
	157	335,600				
	158	336,000				
	159	336,400				
	160	336,800				
	161	337,100				
	162	337,500				
	163	337,900				
	164	338,300				
	165	338,600				
定年前再 任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考 この表は、病院等に勤務する看護師等に適用する。

議案第94号

秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秩父市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に改める。

第9条第2項中「100分の165」との次に「、「100分の125」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第2条 秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「、「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和5年11月21日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給与について改定を行いたいため。

議案第95号

秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年秩父市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「、6月に支給する場合においては100分の217.5、12月に支給する場合においては100分の227.5」に改める。

第2条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の217.5、12月に支給する場合においては100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月21日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第96号

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年秩父市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「、6月に支給する場合においては100分の217.5、12月に支給する場合においては100分の227.5」に改める。

第2条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の217.5、12月に支給する場合においては100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月21日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第97号

令和5年度秩父市一般会計補正予算（第5回）

令和5年度秩父市一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和5年11月21日提出

秩父市長 北堀 篤

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		211,555	5,060	206,495
	1 議会費	211,555	5,060	206,495
2 総務費		3,933,051	92,204	3,840,847
	1 総務管理費	3,262,806	78,856	3,183,950
	2 徴税費	337,634	14,014	323,620
	3 戸籍住民基本台帳費	226,646	2,560	229,206
	4 選挙費	83,487	754	84,241
	6 監査委員費	17,873	2,648	15,225
3 民生費		11,551,960	7,072	11,544,888
	1 社会福祉費	5,750,814	3,262	5,754,076
	2 児童福祉費	4,617,338	14,410	4,602,928
	3 生活保護費	1,170,304	3,788	1,174,092
	4 国民年金費	12,210	288	12,498
4 衛生費		3,499,630	4,130	3,495,500
	1 保健衛生費	963,091	4,130	958,961
6 農林水産業費		683,976	15,404	699,380
	1 農業費	348,791	3,184	351,975
	2 林業費	335,185	12,220	347,405
7 商工費		985,905	27,230	1,013,135
	1 商工費	985,905	27,230	1,013,135
8 土木費		2,380,430	3,692	2,376,738
	1 土木管理費	226,788	5,796	220,992
	2 道路橋りょう費	1,181,744	5,144	1,186,888
	4 都市計画費	790,766	4,110	786,656
	5 住宅費	125,612	1,070	126,682
10 教育費		3,021,943	12,653	3,034,596
	1 教育総務費	553,740	351	554,091
	4 幼稚園費	64,163	110	64,273
	5 社会教育費	464,885	11,490	476,375
	6 保健体育費	1,184,809	702	1,185,511
14 予備費		93,645	56,871	150,516
	1 予備費	93,645	56,871	150,516
歳出合計		32,188,612	0	32,188,612

議案第98号

令和5年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

令和5年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和5年11月21日提出

秩父市長 北堀 篤

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出(事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		107,560	3,110	110,670
	1 総務管理費	103,536	3,110	106,646
8 予備費		68,685	3,110	65,575
	1 予備費	68,685	3,110	65,575
歳出合計		6,797,378	0	6,797,378

2 歳 出 (診療施設勘定)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		75,311	5,790	81,101
	1 施設管理費	75,191	5,790	80,981
4 予備費		17,767	5,790	11,977
	1 予備費	17,767	5,790	11,977
歳 出	合 計	125,729	0	125,729

議案第 99 号

令和 5 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

令和 5 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 21 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		198,016	3,680	201,696
	1 総務管理費	128,867	3,680	132,547
3 地域支援事業費		283,545	210	283,755
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	45,740	210	45,950
6 予備費		63,362	3,890	59,472
	1 予備費	63,362	3,890	59,472
歳出合計		7,130,998	0	7,130,998

議案第100号

令和5年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）

令和5年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和5年11月21日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		102,622	318	102,304
	1 総務費	102,622	318	102,304
3 予備費		18,724	318	19,042
	1 予備費	18,724	318	19,042
歳出合計		181,490	0	181,490

議案第101号

令和5年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）

令和5年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和5年11月21日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		20,551	2,548	18,003
	1 総務管理費	20,551	2,548	18,003
5 予備費		18,979	2,548	21,527
	1 予備費	18,979	2,548	21,527
歳出合計		276,245	0	276,245

議案第102号

令和5年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和5年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 病院事業費用	3,238,508 千円	△44,800 千円	3,193,708 千円
第1項 医業費用	3,192,157 千円	△44,800 千円	3,147,357 千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1,922,922 千円	△44,800 千円	1,878,122 千円

令和5年11月21日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第103号

令和5年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和5年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 公共下水道事業費用	1,093,803 千円	△4,174 千円	1,089,629 千円
第1項 営業費用	1,037,581 千円	△4,174 千円	1,033,407 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 342,411千円」を「不足する額 342,473千円」に、「減債積立金 89,751千円」を「減債積立金 89,813千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 資本的支出	782,874 千円	62 千円	782,936 千円
第1項 建設改良費	383,963 千円	62 千円	384,025 千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	114,023 千円	△4,112 千円	109,911 千円

令和5年11月21日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第104号

秩父市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秩父市個人番号の利用に関する条例（平成27年秩父市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

4	市長	秩父市子ども医療費支給に関する条例（平成17年秩父市条例第151号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
---	----	---

別表第2の2の項中 「生活保護関係情報であって規則で定めるもの」 を

「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの」 に改め、「規定する生活保護関係情報であって規則で定めるもの」

事項」の次に「（以下「住民票関係情報」という。）」を、「施設入所支援に関する情報」の次に「（以下「障害者療養介護又は施設入所支援関係情報」という。）」を加える。

同表17の項中 「地方税関係情報であって規則で定めるもの」 を

「国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
後期高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
生活保護関係情報であって規則で定めるもの
地方税関係情報であって規則で定めるもの
外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの」 に改め、同表に次のように

加える。

18	市長	秩父市子ども医療費支給に関する条例による医療費の	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
----	----	--------------------------	--------------------------

支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	障害者療養介護又は施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月21日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の一部改正に伴い、こども医療費、ひとり親家庭等の医療費及び重度心身障害者医療費の受給資格認定時等に個人番号を利用し、健康保険の資格情報を確認できるよう規定の追加等、所要の改正を行いたいため。

議案第105号

秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秩父市条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」に改め、第4章 雑則（第53条）に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中「利用」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用」に改める。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改め、同条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」を「前項（第2号に係る部分に限る。））」に、「次に」を「次に」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月21日提出

秩父市長 北堀 篤

提案理由

内閣府の定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」等の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第106号

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第21条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項に規定する届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条第3項ただし書及び第21条第1項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の秩父市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係る

もの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年11月21日提出

秩父市長 北堀 篤

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、所要の改正ほか、課税限度額の改正を行いたいため。

議案第107号

秩父市農政総合推進協議会条例の一部を改正する条例

秩父市農政総合推進協議会条例（平成17年秩父市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 農業経営基盤強化促進事業に関する事。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 農業経営総合対策推進事業に関する事。

第2条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とする。

第3条第1項中「21人」を「13人」に改め、同条第2項第5号を次のように改める。

(5) 農業協同組合職員

第3条第2項に次の1号を加える。

(6) 識見を有する者

第5条に次の1項を加える。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が任命又は委嘱されるまでは、なおその職務を行う。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月21日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

秩父市農政総合推進協議会の審議事項、委員、任期について、所要の改正を行いたいため。

余 白

議案第108号

令和5年度秩父市一般会計補正予算（第6回）

令和5年度秩父市一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173,169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,361,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和5年11月21日提出

秩父市長 北堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		8,623,180	14,500	8,637,680
	6 入 湯 税	5,532	14,500	20,032
14 分担金及び負担金		165,132	1,600	163,532
	1 負 担 金	165,132	1,600	163,532
15 使用料及び手数料		406,915	8,657	398,258
	1 使 用 料	306,302	8,657	297,645
16 国庫支出金		4,280,188	37,268	4,317,456
	1 国庫負担金	3,138,070	27,266	3,165,336
	2 国庫補助金	1,130,400	10,002	1,140,402
17 県支出金		1,821,255	20,098	1,841,353
	1 県負担金	1,180,824	11,066	1,191,890
	2 県補助金	475,740	9,032	484,772
19 寄 附 金		236,502	10,000	246,502
	1 寄 附 金	236,502	10,000	246,502
20 繰 入 金		2,768,721	100,000	2,868,721
	1 繰 入 金	2,768,721	100,000	2,868,721
22 諸 収 入		598,843	1,560	600,403
	5 雑 入	388,429	1,560	389,989
歳 入	合 計	32,188,612	173,169	32,361,781

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,840,847	17,713	3,858,560
	1 総務管理費	3,183,950	11,633	3,195,583
	2 徴 税 費	323,620	2,720	320,900
	3 戸籍住民基本台帳費	229,206	8,800	238,006
3 民生費		11,544,888	129,518	11,674,406
	1 社会福祉費	5,754,076	13,573	5,767,649
	2 児童福祉費	4,602,928	115,945	4,718,873
6 農林水産業費		699,380	560	699,940
	1 農 業 費	351,975	560	352,535
7 商工費		1,013,135	4,110	1,017,245
	1 商工費	1,013,135	4,110	1,017,245
8 土木費		2,376,738	4,058	2,380,796
	4 都市計画費	786,656	4,058	790,714
10 教育費		3,034,596	81,496	3,116,092
	1 教育総務費	554,091	1,379	552,712
	2 小学校費	447,118	35,241	482,359
	3 中学校費	307,228	20,462	327,690
	5 社会教育費	476,375	994	477,369
	6 保健体育費	1,185,511	26,178	1,211,689
14 予備費		150,516	64,286	86,230
	1 予備費	150,516	64,286	86,230
歳 出 合 計		32,188,612	173,169	32,361,781

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
市報ちちぶ印刷製本費	令和6年度
市営バス川又線運行管理業務委託料	令和6年度
市営バス浦山線運行管理業務委託料	令和6年度
吉田こども園尿検査手数料	令和6年度
秩父市工場等誘致条例に基づく奨励金 (令和5年度交付決定者分)	令和6年度から 令和9年度まで
芝桜対策事業委託料	令和6年度
芝桜の丘料金徴収業務委託料	令和6年度
小中学校情報通信技術支援業務委託料	令和6年度
児童生徒・幼児尿検査手数料	令和6年度
児童生徒・幼児健診器具滅菌手数料	令和6年度
幼稚園バス運行業務委託料	令和6年度
図書館維持管理業務委託料	令和6年度
学校給食賄材料費	令和6年度

(単位：千円)

限 度 額
15,000
11,220
9,130
158
40,817
105,985
16,181
13,167
2,068
1,210
3,510
1,736
270,117

第 3 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	2 林業費	森林管理道雲取線改良事業	13,200
7 商工費	1 商工費	レイクビューハウス改修事業	5,000
		三峰口駅前観光トイレ新築事業	45,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	荒川幹線123号線道路新設改良事業	4,000
		無名61号橋補修事業	8,000
		下川橋ほか3橋補修事業	29,700
	3 河川費	篠葉沢(宮前工区)改修事業	8,000
	4 都市計画費	公園施設長寿命化計画策定事業	30,000
		ミュージックパークトイレ改修事業	5,000
10 教育費	3 中学校費	尾田蒔中学校体育館大規模改造事業	7,500
	6 保健体育費	宮地グラウンド防球フェンス設置事業	6,466
		影森グラウンド測量調査事業	25,000
		影森グラウンド多目的グラウンド改修事業	216,770
		文化体育センター第2アリーナ大規模改修事業	15,000
		文化体育センター受水槽交換事業	17,105

議案第109号

令和5年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

令和5年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,801,038千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月21日提出

秩父市長 北堀篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		4,889,088	550	4,889,638
	1 県補助金	4,889,087	550	4,889,637
5 繰入金		670,338	3,110	673,448
	1 他会計繰入金	670,338	3,110	673,448
歳入合計		6,797,378	3,660	6,801,038

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		110,670	550	111,220
	1 総務管理費	106,646	550	107,196
7 諸支出金		32,705	1,450	34,155
	1 償還金及還付加算金	8,510	1,450	9,960
8 予備費		65,575	1,660	67,235
	1 予備費	65,575	1,660	67,235
歳 出 合 計		6,797,378	3,660	6,801,038

3 歳 出 (診療施設勘定)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		81,101	2,361	83,462
	1 施設管理費	80,981	2,361	83,342
2 医業費		30,925	5,554	36,479
	1 医業費	30,925	5,554	36,479
4 予備費		11,977	7,915	4,062
	1 予備費	11,977	7,915	4,062
歳出	合計	125,729	0	125,729

議案第 1 1 0 号

令和 5 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）

令和 5 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,840 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,134,838 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 1 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,574,479	80	1,574,559
	2 国庫補助金	463,766	80	463,846
4 県支出金		965,003	40	965,043
	2 県補助金	37,708	40	37,748
6 繰入金		1,274,359	3,720	1,278,079
	1 一般会計繰入金	1,074,359	3,720	1,078,079
歳入	合計	7,130,998	3,840	7,134,838

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 予 備 費		59,472	3,840	63,312
	1 予 備 費	59,472	3,840	63,312
歳 出	合 計	7,130,998	3,840	7,134,838

議案第 1 1 1 号

令和 5 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 回）

令和 5 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 1 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場費		41,676	4,500	37,176
	1 事業費	41,676	4,500	37,176
2 予備費		357,279	4,500	361,779
	1 予備費	357,279	4,500	361,779
歳出合計		398,955	0	398,955

議案第112号

令和5年度秩父市立病院事業会計補正予算（第3回）

第1条 令和5年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量（4）主要な建設改良事業 病院増改築費「11,550千円」を「17,050千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		

第1款 病院事業費用	3,193,708千円	52,414千円	3,246,122千円
------------	-------------	----------	-------------

第1項 医業費用	3,147,357千円	52,414千円	3,199,771千円
----------	-------------	----------	-------------

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 51,538千円」を「不足する額 57,038千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 51,238千円」を「過年度分損益勘定留保資金 56,738千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		

第1款 資本的支出	109,338千円	5,500千円	114,838千円
-----------	-----------	---------	-----------

第1項 建設改良費	57,243千円	5,500千円	62,743千円
-----------	----------	---------	----------

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次の項目を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
消防用設備等点検委託料	令和6年度	千円 893
自家用電気設備点検委託料	令和6年度	755
施設保守管理業務委託料	令和6年度	14,850
清掃洗濯業務委託料	令和6年度	25,157
電話交換業務委託料	令和6年度	6,363
警備業務委託料	令和6年度	9,953

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,878,122 千円	△15,830 千円	1,862,292 千円

第7条 予算第11条中「268,695千円」を「285,195千円」に改める。

令和5年11月21日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第113号

令和5年度秩父市下水道事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和5年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度秩父市下水道事業会計予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
マンホールポンプ 運転業務委託料	令和6年度	5,830
雨天時越流水・簡易 処理放流水採水調査 業務委託料	令和6年度	6,740
施設運転業務委託料 （ポンプ場運転業務 委託料）	令和6年度	10,879
施設運転業務委託料 （下水道センター運 転業務委託料）	令和6年度	111,166
秩父市公共下水道事 業基本計画等変更業 務委託料	令和6年度	22,000

令和5年11月21日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤